

学部長（研究科長）と教授会（研究科委員会）のあり方

1 学部長（研究科長）

(1) 権限、役割

学部運営の執行責任者

- ・全学方針に基づき、学部をまとめ、引っ張っていく。
- ・学部長権限として、教員人事・評価に関する教育研究会議への申出を行う。
- ・学部に配分された予算について、一定の配分権を有する。

教育研究会議への参画

学部教授会の主宰

学部の代表としての対外的活動 など

(2) 選出方法

学部長は、学長の申し出に基づいて理事長が任命する。

学長が申し出るに当たり、学部長をどのように選考するか。

案 1：学長が適任者を指名する。

案 2：学部内選挙を行い、選出する。

案 2 - 1：立候補制

案 2 - 2：現在の学部長選挙と同様の方法

案 3：学部内において複数の候補者を選出し、学長がその中から指名する。

2 学部教授会（研究科委員会）

(1) 役割

学部（研究科）の教育研究に関する重要事項を審議する。

(2) 審議事項

学部の教育研究に関する重要事項に精選。

学部（研究科）の教育課程の編成

学部（研究科）学生の修学支援・指導

学部（研究科）学生の入学、卒業、学位の授与等

その他学部の教育研究に関する重要事項

[現在の審議事項との相違]

現在の審議事項には、～に加えて、「教員の人事」「学部長の選考」「評議員の選出」がある。

教員の人事

教育研究会議の審議事項となっており、学部長が意見の申出を行う。

学部長の選考

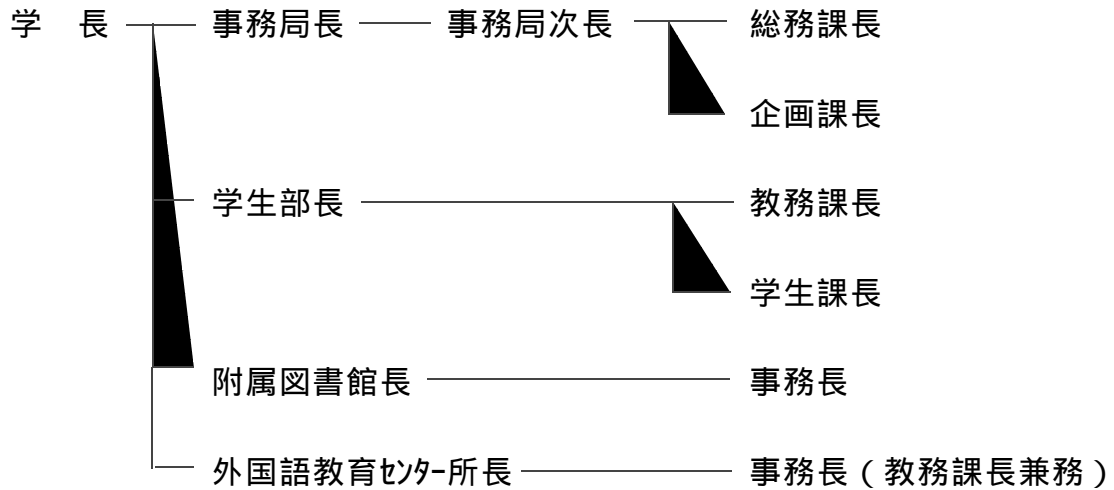
学部長の選出方法如何

評議員の選出

評議会はなくなるため、審議事項からは外れる。

事務局体制

1 現状（組織図）



2 現状に関する課題

(1) 組織

事務局と学生部が別組織であることの弊害
 法人化に伴う新たな事務への対応
 企画調整機能の強化

(2) 人事

職員の専門性向上
 県職員の派遣、プロパー職員・非常勤職員の雇用

(3) 機能

教員と事務局役割分担の適正化
 学部事務のサポートの是非

3 対応策

全体的な組織の整備を行う中で、今後、具体策を検討。